

改正建築基準法施行に伴う

構造関係規定等の適合性に係る事前審査について

◆ 事前審査

改正法施行日前の確認申請において、構造関係規定等の事前審査を希望する場合、申請先(本庁又は振興局)に事前相談のうえ、確認申請に構造関係規定の書類を添付してください。

(北海道に確認申請を提出する場合)

◆ 対象建築物

改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工する建築物

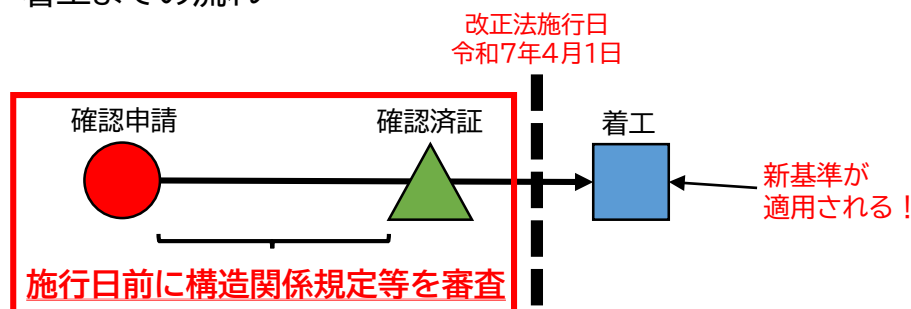
・令和7年4月1日～令和7年6月30日に着工するものが事前審査の対象です。

◆ 事前審査対象規定

・柱の小径(令第43条) ・壁量計算(令第46条) ・省エネ基準適合(仕様基準に限る。)

・構造計算(法第20条)※ ※木造で延べ面積300㎡を超え、500㎡以下の建築物に限る。

◆ 申請～着工までの流れ



法改正の詳細内容はこちら
(国土交通省HP)

・改正法施行日前に確認済証が交付され、施行日以後に着工するものについては、着工後の計画変更や完了検査において構造関係規定等への適合性の確認が必要となるため、審査ができる書類を提出していただきます。

・上記の場合、その審査において適合していなければ是正が必要となることも想定されるため、確認申請時点において構造関係規定等への適合性について、事前相談(事前審査)を行います。

◆ 注意事項

- 申請の際は、事前審査に必要な図書を提出してください。
- 構造関係規定等の事前審査は、確認申請の一部ではないため、確認済証交付後に行う場合があります。
- 事前審査等に関する相談は、以下の宛先までお問い合わせください。

○問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道建設部住宅局建築指導課建築基準係

TEL:011-204-5578 FAX:011-232-0147

※上記問い合わせ先の他、確認申請先の各(総合)振興局建設指導課建築住宅係にも問い合わせいただけます。